

民法第629条（有期労働契約における默示の更新）について
(資料3-2(4)イ関連)

法務大臣からの諮問を受け、平成21年10月より、法制審議会民法（債権関係）部会において、民法（債権関係）の見直しについて議論がなされているが、民法第629条（有期労働契約における默示の更新）の規定についても検討課題となっている。

○民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理【平成23年4月12日
民法（債権関係）部会決定】(抄)

4 有期雇用契約における默示の更新（民法第629条）

(1) 有期雇用契約における默示の更新後の期間の定めの有無

民法第629条第1項の「同一の条件」に期間の定めが含まれるかという点については、含まれるとする学説も有力であるものの、裁判例は分かれしており、立法により解決すべきであるとして、「同一の条件」には期間の定めが含まれないことを条文上明記すべきであるとする考え方がある。このような考え方の当否について、労働政策上の課題であり、労働関係法規の法形成のプロセスにおいて検討すべき問題であるという指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

※ 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明【平成23
年5月25日公表】(抄)

(議事の概況等)

第17回会議においては、民法第629条第1項の「同一の条件」には期間の定めが含まれないことを明示すべきであるという考え方について、この問題は労働政策上の課題であり、現在有期労働契約に関する問題について検討を行っている労働政策審議会労働条件分科会において検討されるべき問題であるという意見が複数あり、これに対して特段の異論はなかった。

もっとも、この問題について最終的には労働政策審議会において議論すべきであるという考え方を前提としつつも、民法第629条第1項後段は明らかに期間の定めのない契約になることを前提とした規定と読めるため、当面の間この問題を解釈に委ねる前提として、後段を削除した方がよいのではないかという意見があり、この点について、引き続き検討する必要があると考えられる。

○参照条文

(雇用の更新の推定等)

第629条 雇用の期間が満了した後労働者が引き続きその労働に従事する場合において、使用者がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第627条の規定により解約の申入れをすることができる。

2 従前の雇用について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、身元保証金については、この限りでない。